

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する  
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )
----------------------------	------------------	-----	-----

雇 用 者 給 与 等 支 給 額	1	円	個別雇用者給与等支給増加額 (3) - (2)	4	円
比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (別表六の二(二十一)「25」)	2		各連結法人の個別雇用者給与等 支給増加額の合計額 (各連結法人の(4)の合計)	5	
調整前個別雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3		当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十一)「21」) × $\frac{(4)}{(5)}$	6	
個 別 給 与 控 除 額 の 計 算					
各連結法人の雇用者給与等支給額の合計額 (別表六の二(二十一)「1」)	7	円	個別控除対象調整数の計算 移転型地方事業所基準雇用者数 (別表六の二(十六)付表一「20」)	15	人
当期の終了の日における各連結 法人の雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一 「1」の合計)	8	人	個別移転型特定新規雇用者数等の合計 (別表六の二(十六)付表一「24」+ 「30」+「32」)	16	
特定新規雇用者基礎数等の合計 (別表六の二(十六)「18」+「22」+「26」)	9		個別控除対象調整数 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17	
控 除 対 象 調 整 数 の 計 算	10		個別控除対象者数 ( (14) + (17) ) と別表六の二(十六)付表 一「19」のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	18	
対象移転型特定新規雇用者数等の合計 (別表六の二(十六)「20」+「24」+「28」)	11		個別控除対象者数の合計 (各連結法人の(18)の合計)	19	
控 除 対 象 調 整 数 (10) - (11) (マイナスの場合は0)	12		雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(7)}{(8)} \times (13) \times \frac{(18)}{(19)}$	20	円
控 除 対 象 者 数 の 合 計 ( (9) + (12) ) と別表六の二(十六)「16」 のうち少ない数	13		雇用者給与等支給増加重複控除額 $(20) \times \frac{20 \text{又は} 30}{100}$	21	
個別特定新規雇用者数等の合計 (別表六の二(十六)付表一「22」+「29」+「31」)	14		個 別 給 与 控 除 額 (3) と (21) のうち少ない金額	22	

## 別表六の二（二十一） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第2項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「個別給与控除額の計算」の各欄は、連結法人が措置法第68条の15の6第2項の規定の適用を受ける場合において、同法第68条の15の2第1項又は第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。

3 「控除対象調整数の計算」及び「個別控除対象調

整数の計算」の各欄は、措置法第68条の15の2第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「対象移転型特定新規雇用者数等の合計11」及び「個別移転型特定新規雇用者数等の合計16」の各欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。

4 「雇用者給与等支給増加重複控除額<sup>21</sup>」は、平成<sub>(20)</sub> ×  $\frac{20\text{又は}30}{100}$

30年改正法附則第107条第2項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受けられる場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消します。